

産業廃棄物処理業者
解体工事等建設業者

の皆様 へ

アスベスト廃棄物の適正処理について

姫路市環境局環境美化部産業廃棄物対策課

飛散性を有するアスベスト廃棄物については、廃棄物処理法（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）において、特別管理産業廃棄物「廃石綿等」として収集、運搬、処分等の基準が定められています。

また、非飛散性である、アスベストを含有する成型品が廃棄物となったものについては、環境省通知の「非飛散性アスベスト廃棄物の取扱いに関する技術指針」に沿って処理することとされていたところですが、廃棄物処理法において、石綿含有産業廃棄物として定義されたことにより、その収集、運搬、処分等の基準が定められました。

これらの法令・指針のほか、アスベストを含む建材が使用された建築物等の解体作業、封じ込め又は囲い込み作業の際には、石綿障害予防規則（以下「石綿則」という。）をはじめとする労働安全衛生法令、大気汚染防止法及び環境の保全と創造に関する条例の規定を遵守して作業を行っていただくとともに、アスベスト廃棄物を適正に処理されるようにお願いします。

	飛散性アスベスト廃棄物 (廃石綿等)	非飛散性アスベスト廃棄物 (石綿含有産業廃棄物)
1. 定義	<p>吹付けアスベスト、アスベスト保温材等、容易に大気中に飛散するおそれのあるアスベストを含む廃棄物をいう。</p> <p>廃棄物処理法施行規則では次のように規定している。</p> <p>(1) 吹付けられた建築材料から除去された石綿</p> <p>(2) 石綿を含むもののうち石綿建材除去事業により除去された</p> <p>① 石綿保温材</p> <p>② けいそう土保温材</p> <p>③ パーライト保温材</p> <p>④ 人の接触、気流及び振動等により</p> <p>①～③と同等以上に石綿が飛散するおそれのある保温材、断熱材及び耐火被覆材</p> <p>(※ 比重 0.5 以下の石綿含有保温材)</p> <p>(3) (1) 及び (2) のものを除去する際に用いられたプラスチックシート、防じんマスク、作業衣等で石綿が付着しているおそれのあるもの。</p>	<p>アスベスト成形板が解体工事等により除去され廃棄物となったものをいう。</p> <p>アスベスト成形板とは、セメント、けい酸カルシウム等の原料に、アスベストを補強繊維として混合し、成形されたもののうち、アスベスト含有率が 0.1 重量% を超えるものをいう。</p> <p>廃棄物処理法施行規則では「工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた産業廃棄物であって、石綿をその重量の 0.1% を超えて含有するもの（廃石綿等を除く。）」と規定している。</p> <p>具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スレート（波板、ボード） ・パーライト板 ・けい酸カルシウム板 ・窯業系サイディング ・石綿セメント板 ・パルプセメント板 ・住宅屋根用化粧スレート ・スラグせっこう板 ・石綿セメント円筒 ・耐火被覆板 ・押出成型品 ・ビニル床タイル（Pタイル）等 がある。

	飛散性アスベスト廃棄物 (廃石綿等)	非飛散性アスベスト廃棄物 (石綿含有産業物)
2. 廃棄物の種類	[特別管理産業廃棄物] ・「廃石綿等」	[産業廃棄物] ・「ガラスくず、コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず」 または ・「がれき類」 ※Pタイルは「廃プラスチック類」
3. 発注者の責務	(1) 石綿の使用状況を目視、設計図書等により調査し、元請業者に通知するよう努める。[石綿則他] (2) 石綿の使用状況の調査・作業方法・費用・工期等について、法令の遵守を妨げるおそれのある条件を付与しないように配慮する。[石綿則・大気汚染防止法]	
4. 事前調査	(1) 石綿の使用の有無を目視、設計図書等により調査し、結果を記録。[石綿則] (2) 使用の有無が不明な場合、分析調査をし、結果を記録。[石綿則] (3) 対象建設工事（床面積 80 m ² 以上の建築物の解体工事、請負代金 1 億円以上の修理工事、請負代金 500 万円以上の工作物の解体工事）について、特定建設資材に付着した吹付け石綿等の有無を調査。[建設リサイクル法] (4) 吹付け石綿が無いことが明らかな場合に、石綿の使用が有るものとみなして作業を行う場合は、分析調査は不要。[石綿則]	
5. 計画・管理	(1) 作業計画の作成 [石綿則] ① 作業の方法・順序 ② 石綿粉じんの発散を防止し、又は抑制する方法 ③ 労働者への石綿粉じんのばく露を防止する方法 (2) 石綿作業主任者の選任 [石綿則] (3) 作業従事者に対する特別教育 [石綿則] (4) 廃棄物処理計画の作成 ① 発生量 ② 飛散を防止する撤去方法 ③ 現場内における分別方法 ④ 収集運搬及び処分方法 (5) 処理経路 原則、解体工事等の現場から直接最終処分場へ搬出する。 撤去 ⇒ 収集運搬 ⇒ 最終処分 (飛散性は管理型、非飛散性は安定型最終処分場)	
	(6) 処理委託 特別管理産業廃棄物収集運搬業者、処分業者とそれぞれ書面による委託契約 (7) 特別管理産業廃棄物管理責任者の設置 (8) 帳簿の備え付け (9) 特別管理産業廃棄物の処理実績の報告書を都道府県知事等（姫路市内は姫路市役所産業廃棄物対策課）に提出	(6) 処理委託 ① 産業廃棄物収集運搬業者、処分業者とそれぞれ書面による委託契約（契約書に石綿含有産業廃棄物を含む旨を記載） ② マニフェスト交付の際、（産業廃棄物の種類欄の余白に）石綿含有産業廃棄物を含む旨及びその数量について記載し、他の建設廃棄物と区分して排出

	飛散性アスベスト廃棄物 (廃石綿等)	非飛散性アスベスト廃棄物 (石綿含有産業物)
6. 届出	<p>(1) 対象建設工事（床面積 80 m²以上の建築物の解体工事、請負代金 1 億円以上の修理工事、請負代金 500 万円以上の工作物の解体工事）〔建設リサイクル法〕 ・発注者が工事開始の 7 日前までに都道府県知事等（姫路市内は姫路市役所建築指導課）に届出</p> <p>(2) （準）耐火建築物の吹きつけ石綿の除去作業〔労働安全衛生法〕 ・工事開始の 14 日前までに所轄労働基準監督署長（姫路市内は姫路労働基準監督署）に届出</p> <p>(3) 石綿を含有する保温材・耐火被覆材・断熱材の解体作業、封じ込め又は囲い込み作業、吸音用吹付け石綿等の除去作業〔石綿則〕 ・工事開始までに所轄労働基準監督署長（姫路市内は姫路労働基準監督署）に届出</p> <p>(4) 吹付け石綿並びに石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材が使用されている建築物その他工作物を解体、改造又は補修する作業〔大気汚染防止法〕 ・工事開始の 14 日前までに都道府県知事等（姫路市内は姫路市役所環境保全課）に届出</p> <p>(5) 飛散性アスベストを使用する建築物・工作物の解体・改修工事〔環境の保全と創造に関する条例〕 ・工事開始の 7 日前までに兵庫県知事等（姫路市内は姫路市役所環境保全課）に届出</p>	<p>(2) 解体部分の床面積の合計が 80 m²以上の建築物の解体工事〔環境の保全と創造に関する条例〕 ・工事開始の 7 日前までに兵庫県知事等（姫路市内は姫路市役所環境保全課）に届出</p>
7. 撤去作業	<p>(1) 防じんマスク・作業衣（保護衣）の使用〔石綿則〕</p> <p>(2) 撤去物を十分に湿潤化〔石綿則・大気汚染防止法・環境の保全と創造に関する条例〕</p> <p>(3) 標識の掲示〔大気汚染防止法・環境の保全と創造に関する条例〕</p> <p>(4) 吹付け石綿の除去作業、封じ込め又は吊りボルトを取り付ける等の囲い込み作業 〔石綿則・大気汚染防止法・環境の保全と創造に関する条例〕</p> <p>① 作業場をビニールシートで覆うなど隔離し、出入口に前室を設置</p> <p>② 作業場を負圧に保ち、高性能エアフィルタを付けた集じん・排気装置を使用して排気</p>	<p>(4) 作業場所への関係者以外の立入禁止〔石綿則〕</p> <p>(5) 解体建築物の高さ以上の飛散防止幕、散水装置を設置</p> <p>(6) 原則手作業により原形のまま撤去する。（機械等によって撤去する場合は散水等によって飛散防止措置をとる。）</p> <p>(7) 煙突用ライニング材、屋根折版用断熱材はもろく、飛散しやすいので、湿潤する等の飛散防止措置を講じ、強度のある袋に袋詰めする。</p> <p>(8) 破碎の禁止（切断等も必要最小限）</p>

	飛散性アスベスト廃棄物 (廃石綿等)	非飛散性アスベスト廃棄物 (石綿含有産業物)
	(5) 石綿を含有する保温材・耐火被覆材・断熱材の解体作業、(4)以外の囲い込みの作業〔石綿則〕 ・作業場所への従事労働者以外の立入禁止 (6) 器具、工具、足場等は付着したものを除去した後でなければ、作業場外に持ち出し禁止〔石綿則〕	
8. 現場での保管	(1) 湿潤化後、次のいずれかの方法により、飛散防止を図る。 ① 十分な強度を有するプラスチック袋に二重こん包 または、堅牢な容器（ドラム缶等）に密封 ② コンクリート等固形化 (2) 他の廃棄物と分別（仕切りの設置） (3) 廃石綿等の保管場所であることの表示 (4) 廃石綿等を収納するプラスチック袋・容器に廃石綿等である旨と取扱い上の注意事項を表示	(1) 他の廃棄物と混合しないよう仕切りの設置等の対策 (2) 変形、破断しないように積み重ねる。 (3) 飛散防止措置として覆いを設ける、梱包する等の対策 (4) 石綿含有産業廃棄物を含む産業廃棄物の保管場所であることの表示
9. 収集運搬	(1) 他の廃棄物と同一の車両に混載禁止。混載した場合は他の廃棄物も「廃石綿等」として扱うこと。 (2) 原則、人力で積込む。 (3) 運搬車両の荷台をシートで覆う。 (4) 原則、積替えを行わず、処分施設に直送する。	(1) 変形、破断しないように積込み、荷降ろしを行う。 (2) 他の廃棄物と混合しないよう仕切りの設置等の対策 (3) 飛散防止措置として覆いを設ける、梱包する等の対策 (4) 荷台での転倒・移動防止措置 (5) 積載物が非飛散性アスベスト廃棄物であることの表示
10. 中間処理	・ 溶融施設又は無害化施設において処理する。 ※ 中間処理（溶融固化）により特別管理産業廃棄物としての性格（飛散性）を失わせた場合は、産業廃棄物として処理が可能となる。	(1) 溶融施設又は無害化施設において処理する。 (2) 溶融等の前処理としての破砕及び収集運搬のために必要な破砕又は切断を除き、破砕処理の原則禁止 ※ 溶融の前処理として破砕を実施する場合には、 ① 屋内作業 ② 破砕設備に集じん器、散水設備等の設置 ③ 作業場所に排気処理装置の設置 ④ 監視モニター等の設置

	飛散性アスベスト廃棄物 (廃石綿)	非飛散性アスベスト廃棄物 (石綿含有産業物)
		※ 収集運搬のために必要な破砕を実施する場合には、散水等による湿潤化し、積込みに必要な最小限の破砕 (3) 他の廃棄物と分別保管の他「8. 現場での保管」の項による。
11. 最終処分	(1) 最終処分は、埋立処分により行うこととし、管理型最終処分場で行う。ただし、溶融により生じた廃棄物（溶融スラグ）で重金属等による汚染のおそれがないものは、安定型最終処分場で埋立可能。 (2) 埋立処分を行う場合には、大気中に飛散しないように、あらかじめ、次のいずれかの措置を講ずる。 ① 十分な強度を有するプラスチック袋に二重こん包 または、堅牢な容器（ドラム缶等）に密封 ② コンクリート等固形化 (3) 一定の場所へ分散しないように埋め立てる。 (4) 埋立方法 ① プラスチック袋破損防止のため、できるだけ重機械の使用を避ける。 ② 1日の作業終了後、埋立面の上面に厚さ15cm以上で覆土する。 ③ 重機等を使用し、展圧等を行う場合は、十分に覆土した後に行う。 (5) 受入要領の事前策定 (6) 埋立場所（図面）、埋立量の記録・永年保存 (7) 廃石綿等の埋立完了後、目印となるシートで覆い、厚さ2m以上で覆土する。	(1) 最終処分は、埋立処分により行うこととし、安定型または管理型最終処分場で行う。ただし、溶融により生じた廃棄物（溶融スラグ）で重金属等による汚染のおそれがないものは、安定型最終処分場で埋立可能。 (2) 一定の場所へ分散しないように埋め立てる。 (3) 埋立方法 ① 飛散の恐れがある場合は、受入物を湿潤化後に荷降ろしする。 ② 展圧する場合は重機が直接埋立対象物の上に載らないよう覆土した後に行う。 ③ 1日の作業終了後、埋立面の上面を覆土する。 (4) 受入要領の事前策定 (5) 埋立場所（図面）、埋立量の記録・保存

※ 飛散性アスベスト廃棄物の取扱いについては、環境省のホームページを参照してください。

(http://www.env.go.jp/recycle/waste/sp_contr/04.html)

※ 非飛散性アスベスト廃棄物の取扱いについて、詳しくは「非飛散性アスベスト廃棄物の取扱いに関する技術指針」を参照してください。

環境省のホームページ (<http://www.env.go.jp/recycle/misc/asbesto.pdf>) から入手できます。

[お 問 合 せ 先]

アスベスト廃棄物の処理に関すること	姫路市環境局環境美化部産業廃棄物対策課 TEL (079) 221-2405, 2418
アスベストを含む建築物等の解体作業について	
労働衛生に関すること	姫路労働基準監督署 TEL (079) 224-1481
大気汚染防止に関すること	姫路市環境局環境美化部環境保全課 TEL (079) 221-2462

